

三田市印鑑条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第12条 省略 (印鑑登録証明書の交付申請等)</p> <p>第13条 印鑑登録者が印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、印鑑登録証を添えて市長に申請しなければならない。</p> <p>2～3 省略</p> <p>(自動交付機による印鑑登録証明書の交付申請等)</p> <p>第14条 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、自ら本市の電子計算機と電子通信回路で接続された専用端末機(以下「自動交付機」という。)に印鑑登録証及び暗証番号(暗証として入力される4けたのアラビア数字をいう。以下同じ。)を使用して必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。</p> <p>2 市長は、前項の申請があったときは、あらかじめ電子計算機に組み込まれた処理方法により、当該申請が適正であることを確認するものとする。</p> <p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請等)</p> <p>第14条の2 第13条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、自ら多機能端末機(地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機で、当該端末機の操作により証明書を発行する機能を有するものをいう。以下同じ。)に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード及び暗証番号を使用して必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。</p>	<p>第1条～第12条 省略 (印鑑登録証明書の交付申請等)</p> <p>第13条 印鑑登録者が印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、印鑑登録証を添えて市長に申請しなければならない。</p> <p>2～3 省略</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、印鑑登録者であって個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)の交付を受けている者が、第1項に規定する申請をしようとするときは、個人番号カードを職員に提示することをもって、印鑑登録証を添えることに代えることができる。この場合において、当該印鑑登録者が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号)第33条第4項の規定による入力を行ったときは、市長は当該申請が適正であることを確認しなければならない。</p> <p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請等)</p> <p>第14条 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、自ら多機能端末機(地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機で、当該端末機の操作により証明書を発行する機能を有するものをいう。以下同じ。)に、個人番号カード及び暗証番号(暗証として入力される4けたのアラビア数字をいう。以下同じ。)を使用して必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。</p>

2～3 省略

(印鑑登録証明書の交付申請の不受理)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、印鑑登録証明書の交付申請を受理しないものとする。

(1) 印鑑登録証の提示がないとき。

(2) 他の文書に押印したものに証明を求められたとき。

(3) その他市長が不適當又は調査の必要があると認めたとき。

(印鑑登録の証明)

第16条 市長は、第13条第3項、第14条第2項又は第14条の2第3項の規定により当該申請が適正であると認めるときは、印鑑登録者に係る印鑑票に登録している印影の写しであることを印鑑登録証明書の交付によって証明するものとする。

2 省略

(自動交付機による暗証番号の登録等)

第17条 第14条の規定により印鑑登録証明書の交付の申請をしようとする者は、市長に暗証番号の登録の申請を行うものとする。この場合において、代理人による申請は認めないものとする。

2 第5条の規定は、暗証番号の登録の申請があった場合に準用する。この場合において、同条第1項中「印鑑登録」とあるのは「暗証番号登録」と読み替えるものとする。

3 市長は、前項の規定による確認をしたときは、当該暗証番号を登録するものとする。

(自動交付機による暗証番号の管理)

第18条 前条第3項の規定により暗証番号の登録を受けた者(以下「暗証番号登録者」という。)は、登録を受けた暗証番号を他に漏らしてはならない。

(自動交付機による暗証番号の変更)

第19条 暗証番号登録者は、その登録を受けた暗証番号(以下「登録暗証番号」という。)を変更しようとするときは、市長に登録暗証番号の変更の申請をしなければならない。この場合において、代理人による申請は認めないものとする。

2～3 省略

(印鑑登録証明書の交付申請の不受理)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、印鑑登録証明書の交付申請を受理しないものとする。

(1) 印鑑登録証又は個人番号カードの提示がないとき。

(2) 印鑑登録証又は個人番号カードが著しくき損し、又は汚損しているため識別が困難なとき。

(3) 第13条第4項又は前条第1項の規定による申請において暗証番号を入力できないとき。

(4) 他の文書に押印したものに証明を求められたとき。

(5) その他市長が不適當又は調査の必要があると認めたとき。

(印鑑登録の証明)

第16条 市長は、第13条第3項若しくは第4項又は第14条第3項の規定により当該申請が適正であると認めるときは、印鑑登録者に係る印鑑票に登録している印影の写しであることを印鑑登録証明書の交付によって証明するものとする。

2 省略

2 第5条の規定は、前項の登録暗証番号の変更の申請があった場合に準用する。
この場合において、同条第1項中「印鑑登録」とあるのは「登録暗証番号の変更」と読み替えるものとする。

(自動交付機による暗証番号廃止の申出)

第20条 暗証番号登録者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに自ら市長に申し出なければならない。

- (1) 登録暗証番号を廃止しようとするとき。
- (2) 登録暗証番号を忘失したとき。
- (3) 登録暗証番号の漏えいがあったとき。

2 第3条ただし書の規定は、前項の登録暗証番号を廃止する場合に準用する。

(印鑑登録証明書交付手数料)

第21条 印鑑登録証明書の交付に係る手数料は、三田市手数料条例(昭和51年三田市条例第11号)に定めるところによる。

(関係者に対する質問等)

第22条 市長は、印鑑の登録又は証明の事務に関し、印鑑の登録又は証明の確実性を確保するため、必要な範囲において関係者に対して質問し、又は関係資料の提出を求めることができる。

(閲覧の禁止)

第23条 市長は、法令に基づく請求がある場合を除き、印鑑票その他印鑑の登録又は証明に関する書類等を閲覧に供してはならない。

(三田市行政手続条例の適用除外)

第24条 この条例の規定による処分については、三田市行政手続条例(平成9年三田市条例第3号)第2章及び第3章の規定は、適用しない。

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(印鑑登録証明書交付手数料)

第17条 印鑑登録証明書の交付に係る手数料は、三田市手数料条例(昭和51年三田市条例第11号)に定めるところによる。

(関係者に対する質問等)

第18条 市長は、印鑑の登録又は証明の事務に関し、印鑑の登録又は証明の確実性を確保するため、必要な範囲において関係者に対して質問し、又は関係資料の提出を求めることができる。

(閲覧の禁止)

第19条 市長は、法令に基づく請求がある場合を除き、印鑑票その他印鑑の登録又は証明に関する書類等を閲覧に供してはならない。

(三田市行政手続条例の適用除外)

第20条 この条例の規定による処分については、三田市行政手続条例(平成9年三田市条例第3号)第2章及び第3章の規定は、適用しない。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

三田市手数料条例新旧対照表

現行	改正案
第1条～第6条 省略 別表(第2条関係) (1)～(3) 省略 (3)の2 <u>さんだシティカード</u> の交付手数料 1枚につき 200円	第1条～第6条 省略 別表(第2条関係) (1)～(3) 省略 (3)の2 <u>印鑑登録証</u> の交付手数料 1枚につき 200円

以下省略

以下省略